

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和5年10月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
佐賀県	県内各市町	子ども	81	入院・入院外ともに就学前まで	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を月2回まで *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成24年 4月診療分
	佐賀市 (*)	子ども	81	*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大し、小学校就学後の入院外の自己負担額を変更 (小学校就学前まで→小学校卒業までに拡大) 入院・入院外ともに小学校卒業まで	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を月2回まで 薬局 小学校就学前まで: 自己負担なし 小学校就学後: 薬局単位に 上限500円/日を月2回まで	対象外	県内の医療機関等	平成29年 4月診療分
	唐津市 (*)			*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大し、小学校就学後の入院外の自己負担額を変更 (小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大) 入院・入院外ともに中学校卒業まで	レセプト単位に 上限500円/日を月2回まで	薬局 小学校就学前まで: 自己負担なし 小学校就学後: レセプト単位に 上限500円/日を月2回まで			
	鳥栖市 (*)			*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院:小学校就学前まで→18歳まで、入院外:小学校就学前まで→小学校卒業までに拡大) 入院:18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 入院外:小学校卒業まで	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を月2回まで *薬局での自己負担なし			
	多久市 鹿島市 小城市 江北町 白石町 吉野ヶ里町 (*)			*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大) 入院・入院外ともに中学校卒業まで	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	小学校就学前まで: レセプト単位に 上限500円/日を月2回まで 小学校就学後: レセプト単位に 上限1,000円/月まで *薬局での自己負担なし			
	伊万里市 武雄市 有田町 (*)			*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大) 入院・入院外ともに中学校卒業まで	レセプト単位に 上限1,000円/月まで				

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
佐賀県	嬉野市 神埼市 上峰町 大町町 太良町 みやき町 (*)	子ども	81	*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→18歳までに拡大) 入院・入院外ともに18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
	基山町 (*)			*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院:小学校就学前まで→18歳まで、入院外:小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大) 入院:18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 入院外:中学校卒業まで					
	玄海町 (*)			*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大) 入院・入院外ともに中学校卒業まで	小学校就学前まで: レセプト単位に 上限1,000円/月まで 小学校就学後: 自己負担なし	小学校就学前まで: レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで *薬局での自己負担なし 小学校就学後: 自己負担なし			
	吉野ヶ里町 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業まで→18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者に拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	レセプト単位に上限1,000 円/月まで	レセプト単位に上限500 円/日を月2回まで *薬局での自己負担なし	対象外	県内 医療機関等	平成31年 4月診療分
	玄海町 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業まで→18歳までに拡大) ・入院・入院外ともに18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	小学校就学前まで: レセプト単位に 上限1,000円/月まで 小学校就学後: 自己負担なし	小学校就学前まで: レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで *薬局での自己負担なし 小学校就学後: 自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和元年 10月診療分
	鳥栖市 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者→15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間 にある者) ・入院:18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ・入院外:15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
	基山町 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者→18歳に達する日以後における最初の3月 31日までにある者に拡大) ・入院:18歳に達する日以後における最初の3月31日までにある者 ・外来:18歳に達する日以後における最初の3月31日までにある者	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を月2回ま で ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
武雄市 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳に達する日以後の最初の3月31日まで→18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大) 入院・入院外ともに18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	小学校就学前まで: レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで 小学校就学後: レセプト単位に 上限1,000円/月まで *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 7月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
佐賀県	佐賀市(*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(小学校卒業まで→中学校卒業まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるもの)に拡大) 入院・入院外ともに中学校卒業まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるもの)	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで 薬局 小学校就学前まで: 自己負担なし 小学校就学後: 薬局単位に 上限500円/日を 月2回まで	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 1月診療分
	基山町(*)	子ども	81	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額の撤廃(入院レセプト単位に上限1,000円/月まで→なし、入院外レセプト単位に上限500円/日を月2回まで→なし) ・入院:18歳に達する日以後における最初の3月31日までにある者 ・外来:18歳に達する日以後における最初の3月31日までにある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
	上峰町	子ども	81	*平成29年4月診療分から受託内容及び名称を変更している子ども医療について、助成内容を拡大(小学校就学前まで→18歳までに拡大) 入院・入院外ともに18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	レセプト単位に 上限1,000円/月まで →全額補助	レセプト単位に 上限500円/日を月2回ま で →全額補助 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
	鹿島市	子ども	81	*平成29年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(中学校卒業まで→高校卒業まで) 入院・入院外ともに高校卒業まで	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を月2回ま で *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
	有田町	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(中学校卒業まで→18歳までに拡大) ・入院・入院外ともに18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	小学校就学前まで: レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで 小学校就学後: レセプト単位に 上限1,000円/月まで ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
	白石町	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(中学校卒業まで→18歳までに拡大) ・入院・入院外ともに18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を月2回ま で ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。